資料５

営業秘密の管理に関する アンケート調査と裁判例調査の 結果分析

平成２１年９月

経済産業省

調査概要

■アンケート調査

《調査対象》
6408社（大企業　1347社、中小企業5061社）
　うち有効回答数　2057社

《主な調査内容》
・物理的管理・技術的管理の実施状況
・人的管理の実施状況
・組織的管理の実施状況
・漏洩問題
・情報資産に対する重要度認識

アンケート調査対象企業

業種	小規模	中規模	大規模	規模不明	計
01農林水産業（n=9）	2	5		2	9
02金融業（n=10）	1	6	2	1	10
03建設業（n=290）	121	143	15	11	290
04不動産業（n=43）	14	25	4		43
05製造業（n=604）	142	404	44	14	604
06卸売業（n=648）	78	462	87	21	648
07小売業（n=78）	6	34	36	2	78
08運輸業（n=58）		33	23	2	58
09サービス業（n=308）	30	184	82	12	308
10その他（n=9）	7	2			9
計	401	1,298	293	65	2,057

■裁判例調査

《主な調査内容》
Ⅰ　判例検索システム及び文献などで「不正競争防止法」や「知的財産」に関する判例中に「営業秘密」や「トレードシークレット」といった言葉が用いられている裁判例を抽出し、
営業秘密に関する争点を精査して、最終的に82件の裁判例における95の争点についてまとめた。

Ⅱ　次に、Ⅰの結果を踏まえ同様の抽出方法によって裁判例を抽出し、
営業秘密の物理的管理に関する争点を精査して、裁判において否定された167の管理策についてまとめた。

調査概要（情報資産の分類・情報管理策）

情報資産の分類

情報資産分類	情報資産分類に該当する主な情報例
経営戦略に関する情報	経営計画・目標、戦略、新規事業計画、M&A計画など
顧客に関する情報	顧客個人情報、顧客ニーズなど
営業に関する情報	販売協力先情報、営業ターゲット情報、セールス・マーケティングノウハウ、仕入価格情報、仕入先情報など
技術（製造含む）に関する情報	共同研究情報、研究者情報、素材情報、各種面情報、製造技術情報、技能情報、製造ノウハウなど
管理（人事・経理など）に関する情報	社内システムのＩＤやパスワード、システム構築情報、セキュリティ情報、従業員個人情報、人事評価データなど
その他の情報	上記以外の情報資産

情報管理策（現行の営業秘密管理指針で取り上げているもの）

分類	管理方法	管理方法例
物理的管理	情報の秘密区分の設定	極秘、マル秘、社外秘など情報の機密性のレベルに応じて区分している。
	情報の秘密区分の表示	紙媒体であれば、「秘」等スタンプ押印、シールを貼り付けている。電子情報であれば、フロッピーディスクなどの記録媒体へシールを貼り付けている、機密性のレベルを示すデータを電子情報に組み込んでいる、機密性のレベルに応じたパスワードや暗号化措置を行っている。
	アクセス権者の特定	機密性のレベルに応じてアクセス権者を設定している、台帳による管理により閲覧や複製者の記録をつける、物理的に場所を隔離することを行っている。
	媒体の保管	書類等をアクセス権者以外の者がアクセスできない場所に施錠やICカードにより管理している。
	持出制限	アクセス権者による媒体の持ち出しを認める場合は、持出簿を作成して持ち出し管理を行っている、複写の制限、持出の期間や場所の制限を行っている。
	廃棄	情報が記録された媒体を、焼却、細かくシュレッダー、溶解などの手法により復元不可能な廃棄措置を行っている。
	施設等の管理	保管場所を施錠、「関係者立入禁止」などの表示を設置、施設への入退制限、入退室の記録、工場見学等における規制などを行っている。
技術的管理	マニュアル等の設定	インターネット等のコンピュータ・ネットワークに接続する際のルールの確立、データの複製やバックアップをする際の手順の明確化などを行っている。
	アクセス及び管理者の特定	機密性レベルに応じたアクセス者の管理、コンピュータやファイルの閲覧に関するパスワードの設定、パスワードの有効期限の設定を行っている。
	外部からの進入に対する防御	外部ネットワークからの遮断によるコンピュータ管理、ファイヤウォール等により外部アクセス対策を行っている。
	データの消去・廃棄	データ復元が不可能な方法によるデータの消去、物理的破壊を行っている。
人的管理	従業員に対する教育、研修	教育責任者を設置、教育ツール・カリキュラムの作成や定期的な研修の実施を行っている。
	就業規則等の規定	就業規則において秘密保持の規定を設けている。
	秘密保持契約締結（従業者）	入社時、プロジェクト参加時に、従業者との間で秘密保持契約を締結している。
	秘密保持契約締結（退職者）	退職者との間で秘密保持契約を締結している。
	秘密保持義務（派遣従業者）	派遣先に対して秘密保持義務に関する派遣契約等を締結している。
	取引先等の管理	ノウハウ、金型図面等の権利関係を明確にするとともに相手側（取引先、共同研究先など）に守秘義務を課している、相手に渡した製造図面などの機密情報を漏洩しない手段による廃棄を要請している。
	転入者の受入	コンタミネーション防止のため、転職者が前職で負っていた秘密保持義務等の契約関係の確認を行っている。
組織的管理	管理方針等の策定（Plan）	基本方針の文書化及び実施計画の策定を行っている。
	管理方針等の実施（Do）	組織体制の整備（責任者の存在とその権限の明確化、教育、方針の周知徹底）、情報セキュリティポリシー、行動指針を行っている。
	管理状況のチェック（Check）	モニタリング、内外監査を行っている
	管理方針等の見直し（Act）	定期的な基本方針、管理手法等の点検、事後対応体制の整備を行っている。

１．アンケート調査の結果分析

物理的管理・技術的管理の実施状況：「経営戦略に関する情報」について最も実施

・**「物理的管理実施平均」、「技術的管理実施平均」及び「特に管理を行っていない」**の項目を見ると、各情報資産に対する**実施率の傾向は同じ。**

・各情報資産に対する実施率の順位は、**1位「経営戦略に関する情報」、2位「管理に関する情報」、3位「顧客に関する情報」、4位「営業に関する情報」、5位「技術に関する情報」**。

・例えば、「技術に関する情報」は他の情報と比べて管理策が施し難いなど、**情報資産によって管理のし易さが異なる可能性も**考えられる。

全業種における情報資産別の管理策実施状況比較（%）

	情報管理策	経営戦略に関する情報	顧客に関する情報	営業に関する情報	技術に関する情報	管理に関する情報
物理的管理	情報の秘密区分の設定	38.31	31.16	32.72	28.20	35.00
	情報の秘密区分の表示	22.07	17.94	18.47	16.53	21.63
	アクセス権者の特定	36.51	26.01	22.07	19.49	31.65
	媒体の保管・管理	31.16	26.98	23.29	20.71	41.47
	持出制限	12.88	14.20	12.20	12.64	15.17
	媒体の廃棄	60.96	52.41	48.47	36.02	52.55
	施設等の入退管理	17.70	14.97	12.83	15.31	18.13
物理的管理実施平均		1位 31.37	3位 26.24	4位 24.29	5位 21.27	2位 30.80
技術的管理	マニュアル等の設定	30.92	28.20	27.08	23.14	28.34
	アクセスの管理及び管理者の特定	37.68	32.96	32.86	26.88	42.15
	外部からの進入に対する防御	51.05	44.82	43.32	34.81	44.92
	データの消去・廃棄	19.45	19.49	17.55	16.04	20.52
技術的管理実施平均		1位 34.77	3位 31.37	4位 30.20	5位 25.22	2位 33.98
特に管理を行っていない		1位 10.06	3位 14.10	4位 16.92	5位 33.88	2位 10.21

人的管理の実施状況①：教育・研修を金融業とサービス業では比較的実施

・**従業員に対する教育・研修**については、全業種の実施率が51.72%と比較的高い。特に**金融業87.50%とサービス業70.04%が高く、農林水産、建設、製造、卸売業が低い。**

・**転入者に前会社との関係において、負っている秘密保持契約義務等の契約関係の確認を行っているか**については、どの業種も**実施率が低く**、全業種の実施率が13.56%。

各業種の人的管理実施状況（%）

※全業種以上の場合は色付け

人的管理　管理策	00全業種 (n=1659)	01農林水産業 (n=7)	02金融業 (n=8)	03建設業 (n=236)	04不動産業 (n=35)	05製造業 (n=487)	06卸売業 (n=512)	07小売業 (n=64)	08運輸業 (n=45)	09サービス業 (n=257)	10その他 (n=8)
従業員に対する教育、研修	51.72	42.86	87.50	47.03	54.29	50.10	43.75	59.38	60.00	70.04	62.50
転入者の受入	13.56	0.00	0.00	9.32	11.43	12.94	11.72	9.38	6.67	25.68	12.50
特に管理を行っていない	44.79	57.14	12.50	50.42	40.00	46.00	52.54	37.50	40.00	26.07	37.50

各業種の人的管理実施状況（%）：折れ線グラフ

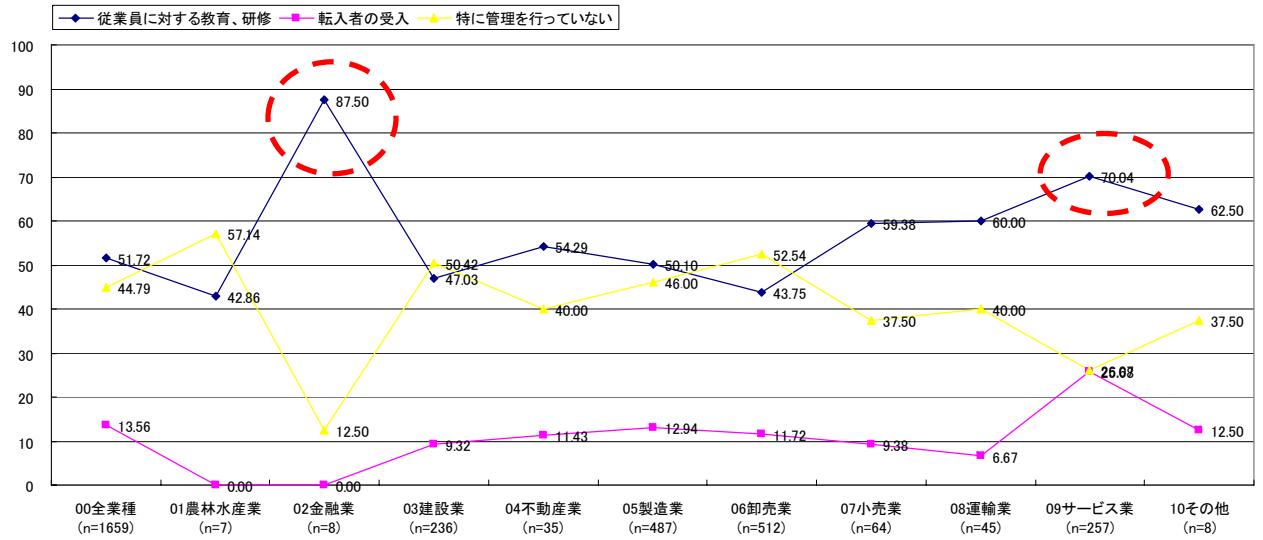

人的管理の実施状況②：従業員との契約期間は2極化の傾向

・全業種で見ると、**退職時における競業避止義務契約、退職時における秘密保持契約、在職時における秘密保持契約の順番で契約を行っていない**。
・契約を行っていない割合が比較的高い業種は、**農林水産、建設、製造、卸売業**。
・契約を行っている場合は「それ以上（永久含む）」の割合が高く、**契約を行わない又は行うなら長期契約という2極化の傾向**がある。
・金融業における「それ以上（永久含む）」の割合は他業種に比べて突出して高い。

在職時における秘密保持契約実施状況（%）　　※全業種以上の場合は色付け

秘密保持契約実施状況（在職時）	00全業種 (n=2057)	01農林水産業 (n=9)	02金融業 (n=10)	03建設業 (n=290)	04不動産業 (n=43)	05製造業 (n=604)	06卸売業 (n=648)	07小売業 (n=78)	08運輸業 (n=58)	09サービス業 (n=308)	10その他 (n=9)
1年	2.58	0.00	0.00	2.07	2.33	2.15	2.01	6.41	5.17	3.90	0.00
2年	1.17	0.00	0.00	3.10	4.65	0.50	0.62	1.28	1.72	1.30	0.00
3年	3.60	0.00	0.00	3.45	2.33	3.15	3.70	2.56	10.34	3.90	0.00
4年	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.15	0.00	0.00	0.32	0.00
5年	2.87	0.00	0.00	3.10	0.00	2.98	2.62	6.41	3.45	2.60	0.00
それ以上(永久含む)	37.29	33.33	90.00	26.55	41.86	35.60	33.80	39.74	36.21	55.52	33.33
契約を行なっていない	52.41	66.67	10.00	61.72	48.84	55.63	57.10	43.59	43.10	32.47	66.67

退職時における秘密保持契約実施状況（%）

秘密保持契約実施状況（退職時）	00全業種 (n=2057)	01農林水産業 (n=9)	02金融業 (n=10)	03建設業 (n=290)	04不動産業 (n=43)	05製造業 (n=604)	06卸売業 (n=648)	07小売業 (n=78)	08運輸業 (n=58)	09サービス業 (n=308)	10その他 (n=9)
1年	4.72	0.00	0.00	3.79	6.98	4.64	3.70	10.26	6.90	6.17	0.00
2年	2.53	0.00	0.00	4.48	4.65	2.15	2.16	0.00	1.72	2.92	0.00
3年	5.44	0.00	0.00	4.48	4.65	5.13	5.25	5.13	10.34	6.82	11.11
4年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
5年	3.16	0.00	0.00	2.41	0.00	3.97	2.78	5.13	3.45	3.25	0.00
それ以上(永久含む)	27.22	22.22	100.00	20.00	32.56	24.17	23.92	30.77	25.86	43.51	22.22
契約を行なっていない	56.93	77.78	0.00	64.83	51.16	59.93	62.19	48.72	51.72	37.34	66.67

退職時における競業避止義務契約実施状況（%）

競業避止義務契約実施状況（退職時）	00全業種 (n=2057)	01農林水産業 (n=9)	02金融業 (n=10)	03建設業 (n=290)	04不動産業 (n=43)	05製造業 (n=604)	06卸売業 (n=648)	07小売業 (n=78)	08運輸業 (n=58)	09サービス業 (n=308)	10その他 (n=9)
1年	6.17	0.00	0.00	5.52	9.30	5.13	5.25	6.41	6.90	10.71	0.00
2年	3.16	0.00	0.00	4.14	2.33	2.98	3.40	0.00	1.72	3.57	0.00
3年	7.83	0.00	10.00	4.48	9.30	9.27	6.64	7.69	12.07	9.74	11.11
それ以上(永久含む)	13.22	11.11	40.00	11.72	16.28	10.26	13.27	21.79	15.52	16.88	0.00
契約を行なっていない	69.62	88.89	50.00	74.14	62.79	72.35	71.45	64.10	63.79	59.09	88.89

人的管理の実施状況③：従業員との秘密保持契約内容は包括的な傾向

・**契約締結のタイミング**については、全業種で見ると**「個別契約を締結しているわけではないが、一般的就業規則で対応している」が最も多く**41.13%、**次いで「入社時に個別契約を締結又は誓約書を提出」**が38.07%。

・秘密保持契約の中で特定されている**情報のレベル**については、**「在職中に知りえた情報全般」が最も多く**50.48%。

契約締結のタイミング（%）

※全業種以上の場合は色付け

秘密保持契約実施状況（在職時）	00全業種（n=2057）	01農林水産業（n=9）	02金融業（n=10）	03建設業（n=290）	04不動産業（n=43）	05製造業（n=604）	06卸売業（n=648）	07小売業（n=78）	08運輸業（n=58）	09サービス業（n=308）	10その他（n=9）
個別契約を締結しているわけではないが、一般的就業規則で対応している	41.13	33.33	20.00	43.45	32.56	44.21	40.74	37.18	44.83	35.39	66.67
入社時に個別契約を締結又は誓約書を提出	38.07	22.22	70.00	28.97	46.51	31.46	34.88	46.15	37.93	62.01	55.56
プロジェクト毎に個別契約を締結又は誓約書を提出させている	2.67	0.00	0.00	1.38	0.00	1.82	1.70	3.85	1.72	8.12	0.00
人事異動が行われる毎に個別契約を締結又は誓約書を提出させている	1.26	0.00	10.00	1.03	0.00	1.32	0.93	1.28	3.45	1.62	0.00
退職時に個別の契約を締結又は誓約書を提出させている	16.33	0.00	10.00	10.00	13.95	15.73	15.12	23.08	10.34	26.30	22.22
その他	1.22	0.00	10.00	0.34	0.00	0.83	1.85	1.28	1.72	1.30	0.00
何もしていない	27.76	55.56	0.00	35.17	37.21	27.81	32.25	17.95	24.14	13.64	11.11

情報レベルの特定（%）

秘密保持契約実施状況（在職時）	00全業種（n=2057）	01農林水産業（n=9）	02金融業（n=10）	03建設業（n=290）	04不動産業（n=43）	05製造業（n=604）	06卸売業（n=648）	07小売業（n=78）	08運輸業（n=58）	09サービス業（n=308）	10その他（n=9）
在職中に知りえた情報全般	50.46	22.22	90.00	42.76	55.81	48.68	46.60	60.26	55.17	64.29	66.67
秘密情報の管理責任者から秘密情報として指定された情報	6.81	0.00	10.00	7.93	9.30	6.29	6.02	3.85	3.45	9.42	11.11
○○に関する情報	1.41	0.00	0.00	1.03	0.00	1.49	1.70	3.85	0.00	0.97	0.00
○○の調合における××と△△の割合に関する情報	0.24	0.00	0.00	0.34	0.00	0.17	0.31	0.00	0.00	0.32	0.00
○○の調合における××と△△の割合が□：▽であること	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00	2.56	0.00	0.32	0.00
その他	0.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.83	0.62	1.28	0.00	1.30	0.00
何もしていない	40.20	77.78	0.00	47.93	34.88	42.38	44.75	28.21	41.38	23.38	22.22

人的管理の実施状況④：取引先との契約の実施率、サービス業が1位

・全体的には、**得意先に対する契約の実施率と仕入先に対する契約の実施率は、業種別に類似する傾向**があり、何れも**サービス業が最も高く、農林水産業が最も低い**。

・しかし、**特に製造業と農林水産業**に関しては、**相対的に仕入先に対する実施率が低い**。

得意先・仕入先に対する秘密保持契約の実施状況（%）

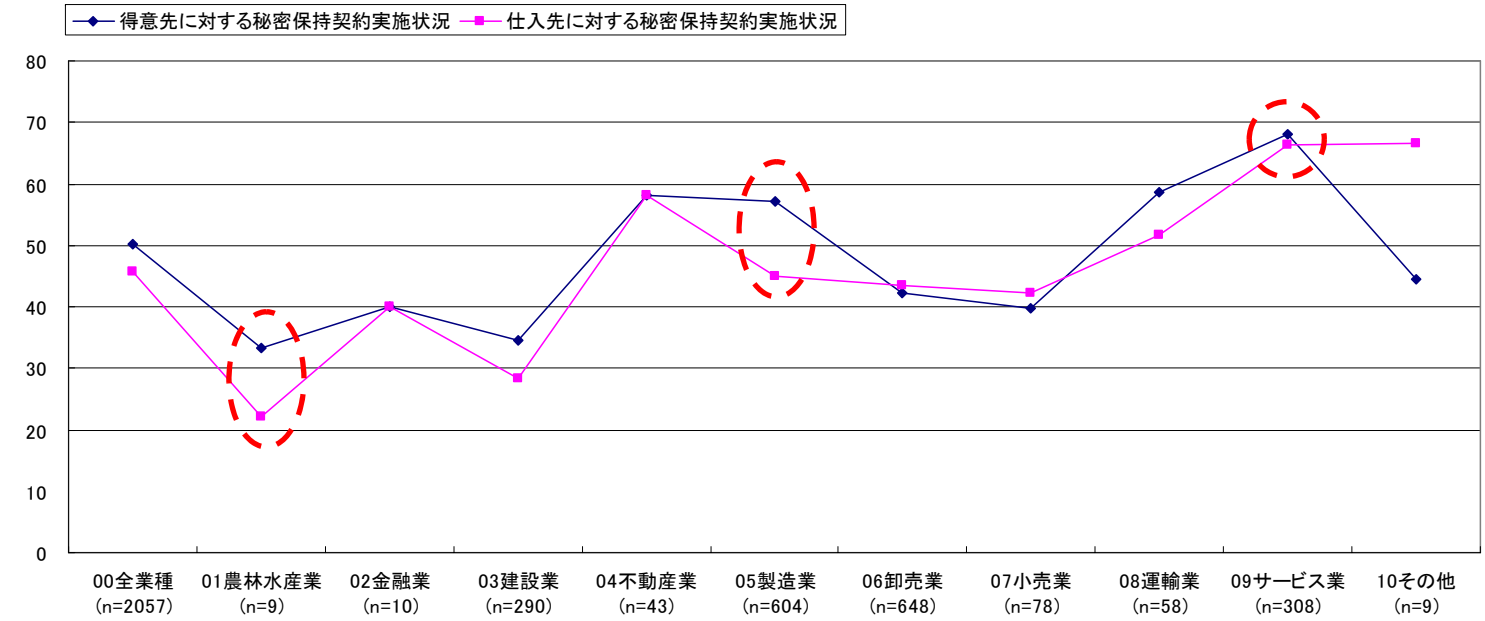

組織的管理の実施状況：「教育・研修」や「従業員との契約」と同様の結果

・全業種の実施率を見ると、**「特に管理を行っていない」41.21％が最も高く、「管理状況のチェック（Check）」28.95%と「管理方針等の見直し（Action）」28.29%は比較的低い**。

・業種別に見ると、金融、サービス業では比較的実施率が高いが、**農林水産、建設、製造、卸売業**では**「特に管理を行っていない」**率が高く、**「教育・研修」や「従業員との契約」と同様の結果**。

全業種に対する各業種の組織的管理実施状況比較（%）

※全業種以上の場合は色付け

組織的管理　管理策	00全業種 (n=1803)	01農林水産業 (n=8)	02金融業 (n=10)	03建設業 (n=250)	04不動産業 (n=39)	05製造業 (n=525)	06卸売業 (n=567)	07小売業 (n=69)	08運輸業 (n=53)	09サービス業 (n=277)	10その他 (n=7)
管理方針等の策定（Plan）	34.78	25.00	87.50	28.40	30.77	35.24	27.51	28.99	45.28	53.43	28.57
管理方針等の実施（Do）	37.94	0.00	62.50	34.00	30.77	36.38	31.22	40.58	39.62	58.84	28.57
管理状況のチェック（Check）	28.95	25.00	62.50	24.00	38.46	27.24	22.40	24.64	33.96	48.01	28.57
管理方針等の見直し（Action）	28.29	0.00	50.00	26.00	23.08	27.24	23.81	31.88	24.53	42.60	14.29
特に管理を行っていない	41.21	50.00	12.50	47.60	35.90	42.67	47.44	34.78	33.96	24.19	42.86

全業種に対する各業種の組織的管理実施状況比較（%）：折れ線グラフ

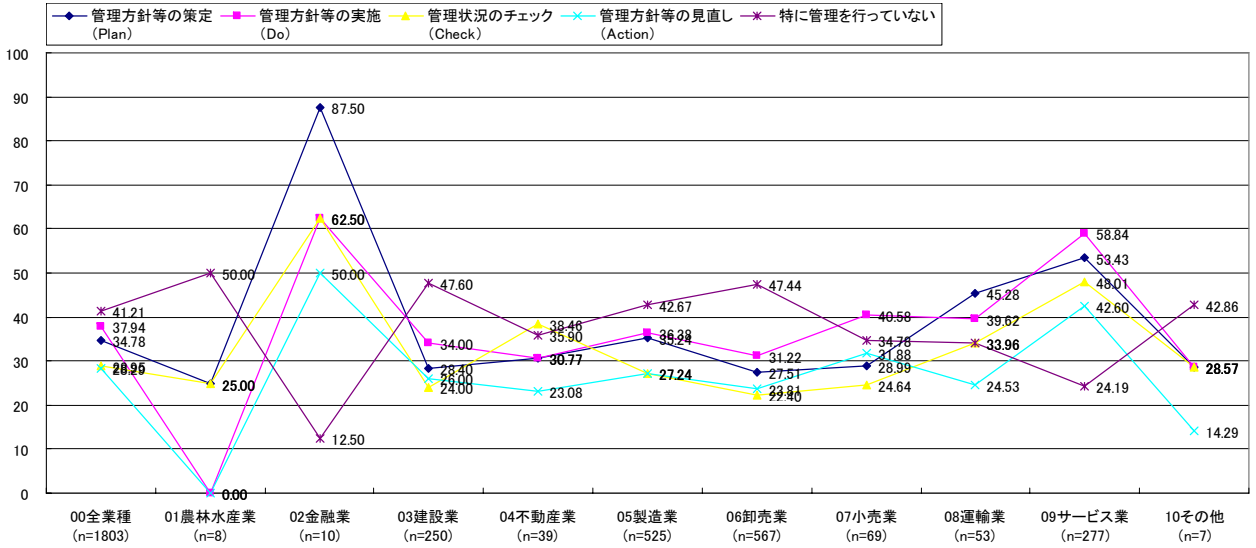

企業規模別の実施状況：全ての情報資産に対して規模が小さいほど実施率が低い傾向

・<u>企業規模が小さいほど各管理策の実施率が低い</u>傾向がある。

企業規模別物理的管理・技術的管理の実施状況（%）：折れ線グラフ

経営戦略に関する情報

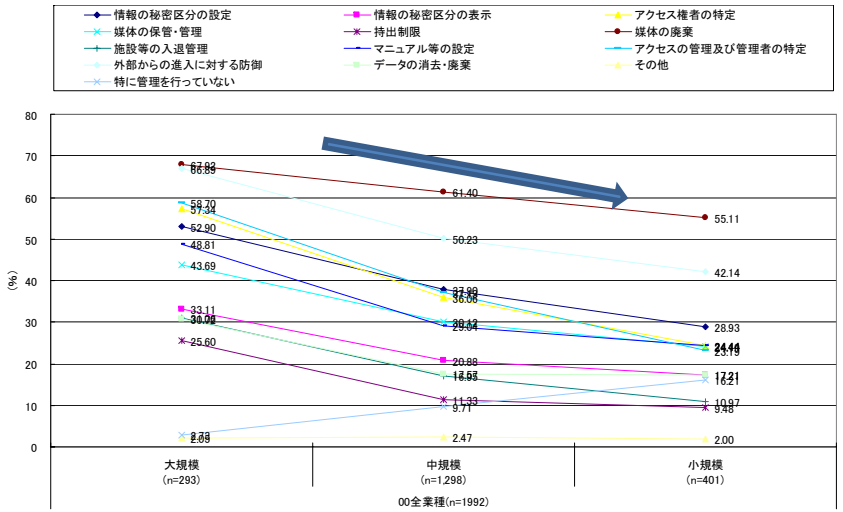

顧客に関する情報

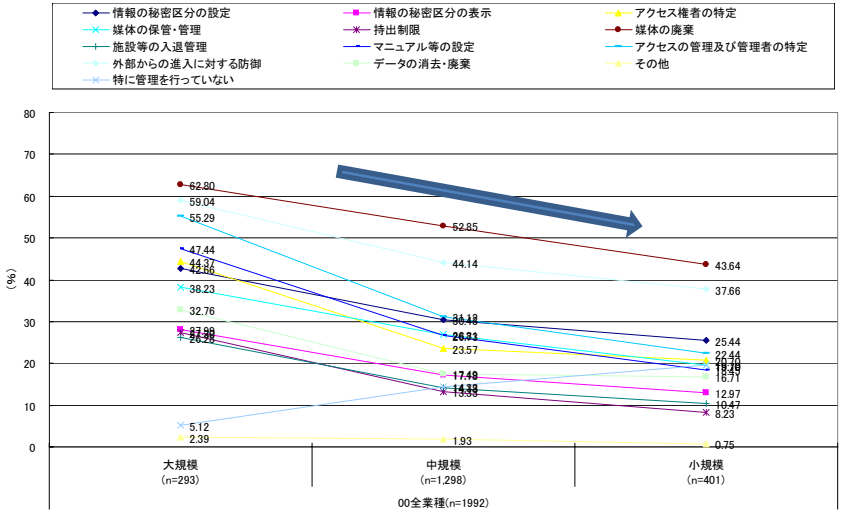

営業に関する情報

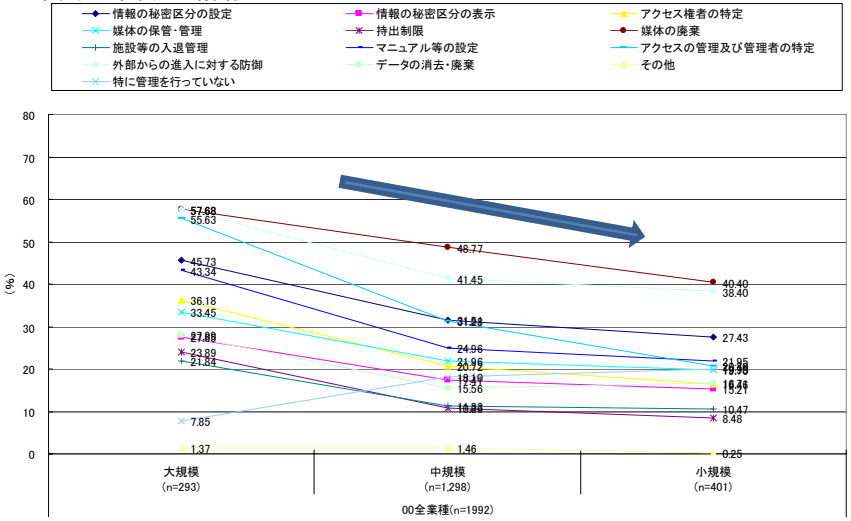

技術に関する情報

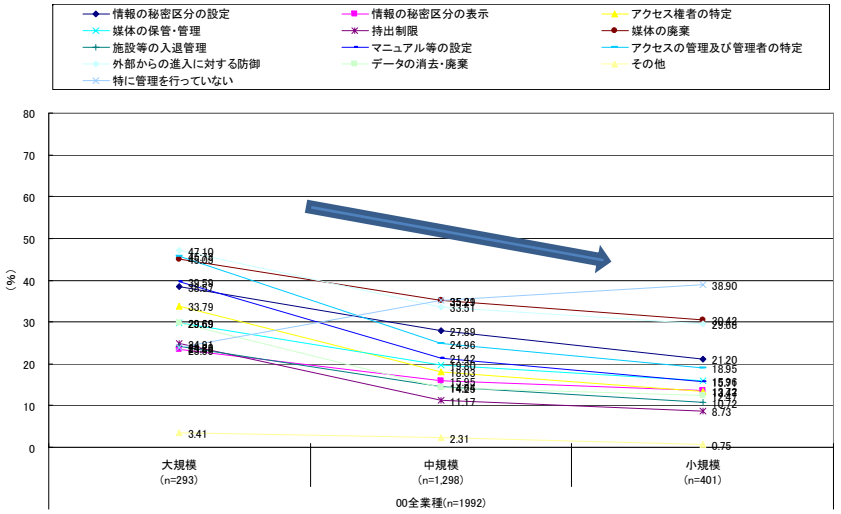

２．裁判例調査の結果分析

裁判例調査Ⅰ：退職者による漏洩が6割以上。漏洩情報のうち技術情報が3割以上。

・82件の裁判例における**争点95件のうち、営業秘密が肯定されたのは21件**。

・**秘密管理性**については**62件争点とされ、肯定されたのは22件**。

・**漏洩経路**については**退職者が65件、取引先が28件、競合先が2件**。

・**漏洩情報**を営業情報と技術情報に**2分類した場合、営業情報63件、技術情報37件**。

業種別漏洩経路

業種		裁判例数	営業秘密争点数	営業秘密		秘密管理性争点数	秘密管理性		漏洩経路			漏洩情報	
				認	否		認	否	退職者	取引先	競合先	技術情報	営業情報
01農林水産業	件数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	割合(%)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
02金融業	件数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	割合(%)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
03建設業	件数	2	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0
	割合(%)	2.44	2.11	0.00	2.70	0.00	0.00	0.00	0.00	7.14	0.00	5.41	0.00
04不動産業	件数	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1
	割合(%)	1.22	1.05	0.00	1.35	1.61	0.00	2.50	1.54	0.00	0.00	0.00	1.59
05製造業	件数	24	27	7	20	18	8	10	17	9	1	20	8
	割合(%)	29.27	28.42	33.33	27.03	29.03	36.36	25.00	26.15	32.14	50.00	54.05	12.70
06卸売業	件数	11	13	3	10	10	3	7	13	0	0	2	12
	割合(%)	13.41	13.68	14.29	13.51	16.13	13.64	17.50	20.00	0.00	0.00	5.41	19.05
07小売業	件数	13	13	3	10	8	3	5	10	2	1	1	12
	割合(%)	15.85	13.68	14.29	13.51	12.90	13.64	12.50	15.38	7.14	50.00	2.70	19.05
08運輸業	件数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	割合(%)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
09サービス業	件数	28	35	8	27	23	8	15	23	12	0	9	29
	割合(%)	34.15	36.84	38.10	36.49	37.10	36.36	37.50	35.38	42.86	0.00	24.32	46.03
不明	件数	3	4	0	4	2	0	2	1	3	0	3	1
	割合(%)	3.66	4.21	0.00	5.41	3.23	0.00	5.00	1.54	10.71	0.00	8.11	1.59
合計	件数	82	95	21	74	62	22	40	65	28	2	37	63
	割合(%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

裁判例調査Ⅰ：「アクセス権者の特定」や「情報の秘密区分の表示」の否定が多い

・半数以上のケースで争点となったのは「アクセス権者の特定」、「媒体の保管」、「アクセス及び管理者の特定」。

・裁判所に**最も多く否定されているのは①「アクセス権者の特定」、次が②「情報の秘密区分の表示」**。この2点を含め、**物理的管理が争点化する傾向**。

秘密管理性と各管理策との関係

管理策を肯定　明確に判断せず　管理策を否定　秘密管理性を肯定

管理策		争点数	争点率	○			△			×		
				争点	秘密管理	適合率	争点	秘密管理	適合率	争点	秘密管理	適合率
物理的管理	情報の秘密区分の設定	15	24.19	1	1	100.00	1	1	100.00	13	3	23.08
	情報の秘密区分の表示	25	40.32	4	3	75.00	2	1	50.00	19	4	21.05
	アクセス権者の特定	35	56.45	11	11	100.00	4	1	25.00	20	2	10.00
	媒体の保管	33	53.23	13	10	76.92	6	3	50.00	14	2	14.29
	持出制限	17	27.42	7	6	85.71	1	0	0.00	9	1	11.11
	返却・廃棄	15	24.19	6	4	66.67	2	0	0.00	7	1	14.29
	施設等の管理	9	14.52	7	3	42.86	0	0	0.00	2	0	0.00
技術的管理	マニュアル等の設定	2	3.23	0	0	0.00	0	0	0.00	2	1	50.00
	アクセス及び管理者の特定	31	50.00	13	11	84.62	5	3	60.00	13	2	15.38
	外部からの進入に対する防御	6	9.68	5	5	100.00	0	0	0.00	1	1	100.00
	データの消去・廃棄	1	1.61	0	0	0.00	1	0	0.00	0	0	0.00
人的管理	従業員に対する教育、研修	12	19.35	9	7	77.78	1	1	100.00	2	2	100.00
	就業規則等の規定	17	27.42	15	7	46.67	1	0	0.00	1	0	0.00
	秘密保持契約締結（従業者）	17	27.42	12	7	58.33	2	0	0.00	3	1	33.33
	秘密保持契約締結（退職者）	4	6.45	3	2	66.67	0	0	0.00	1	1	100.00
	秘密保持義務（派遣従業者）	1	1.61	0	0	0.00	1	1	100.00	0	0	0.00
	取引先等の管理	12	19.35	3	1	33.33	1	0	0.00	8	2	25.00
	転入者の受入	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
組織的管理	管理方針等の策定（Plan）	2	3.23	1	1	100.00	0	0	0.00	1	0	0.00
	管理方針等の実施（Do）	2	3.23	1	1	100.00	0	0	0.00	1	0	0.00
	管理状況のチェック（Check）	2	3.23	1	1	100.00	0	0	0.00	1	0	0.00
	管理方針等の見直し（Act）	2	3.23	1	1	100.00	0	0	0.00	1	0	0.00

３．業種別の物理的管理に注目したアンケート調査と裁判例調査の結果分析

裁判例調査Ⅱ:「経営戦略に関する情報」に対する重要度認識と、物理的管理の実施率及び裁判否定数

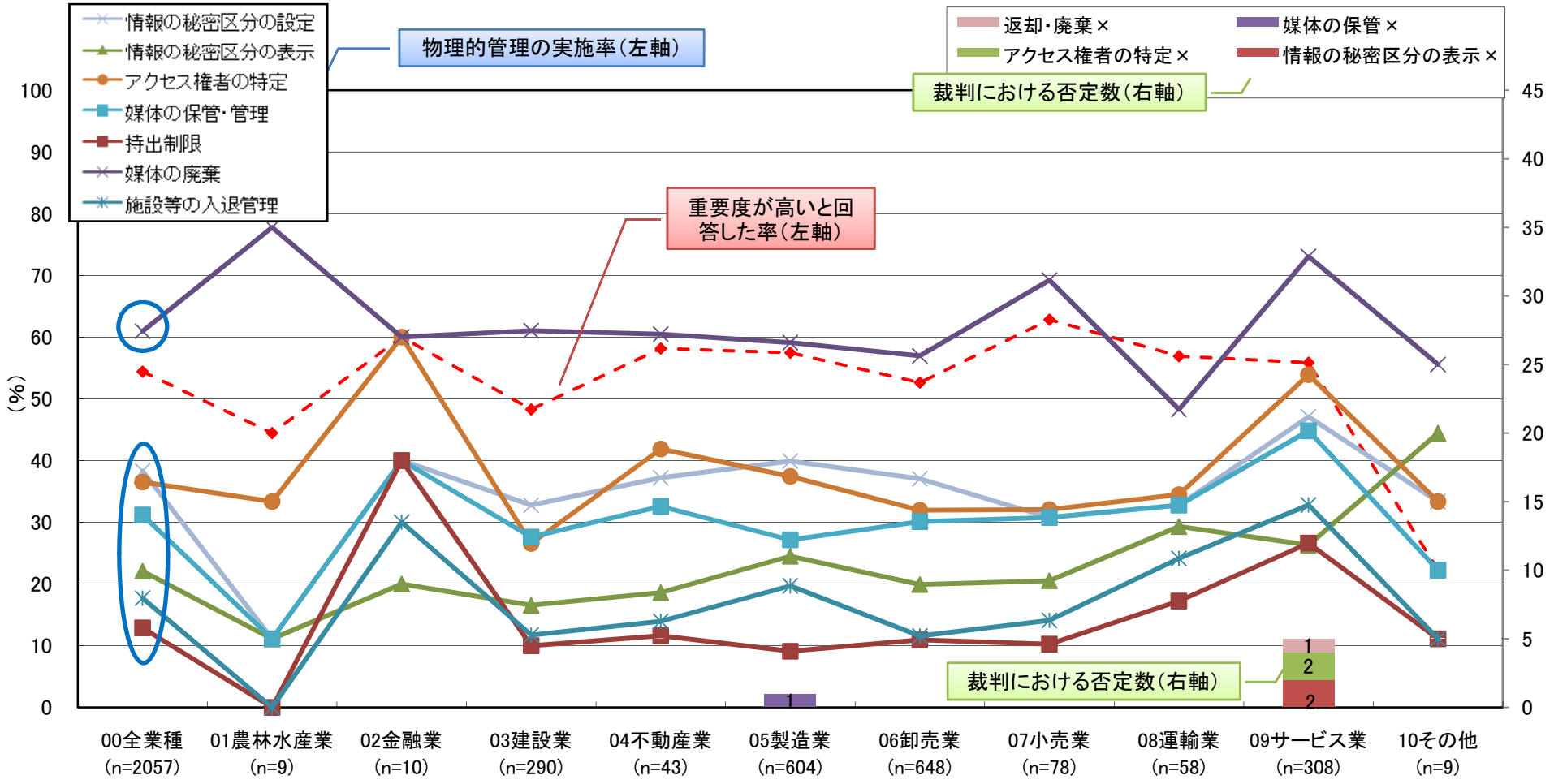

・<u>裁判における否定数は、サービス業で5件</u>あるが全体的に少ない。

・金融業とサービス業は、裁判上重要な①「アクセス権者の特定」を含め比較的実施率が高い。

・裁判上重要な<u>②「秘密区分の表示」の実施率は全業種で低く</u>、「媒体の廃棄」の実施率は最も高い。

裁判例調査Ⅱ：「経営戦略に関する情報」に対する重要度認識と物理的管理実施率平均とのギャップ

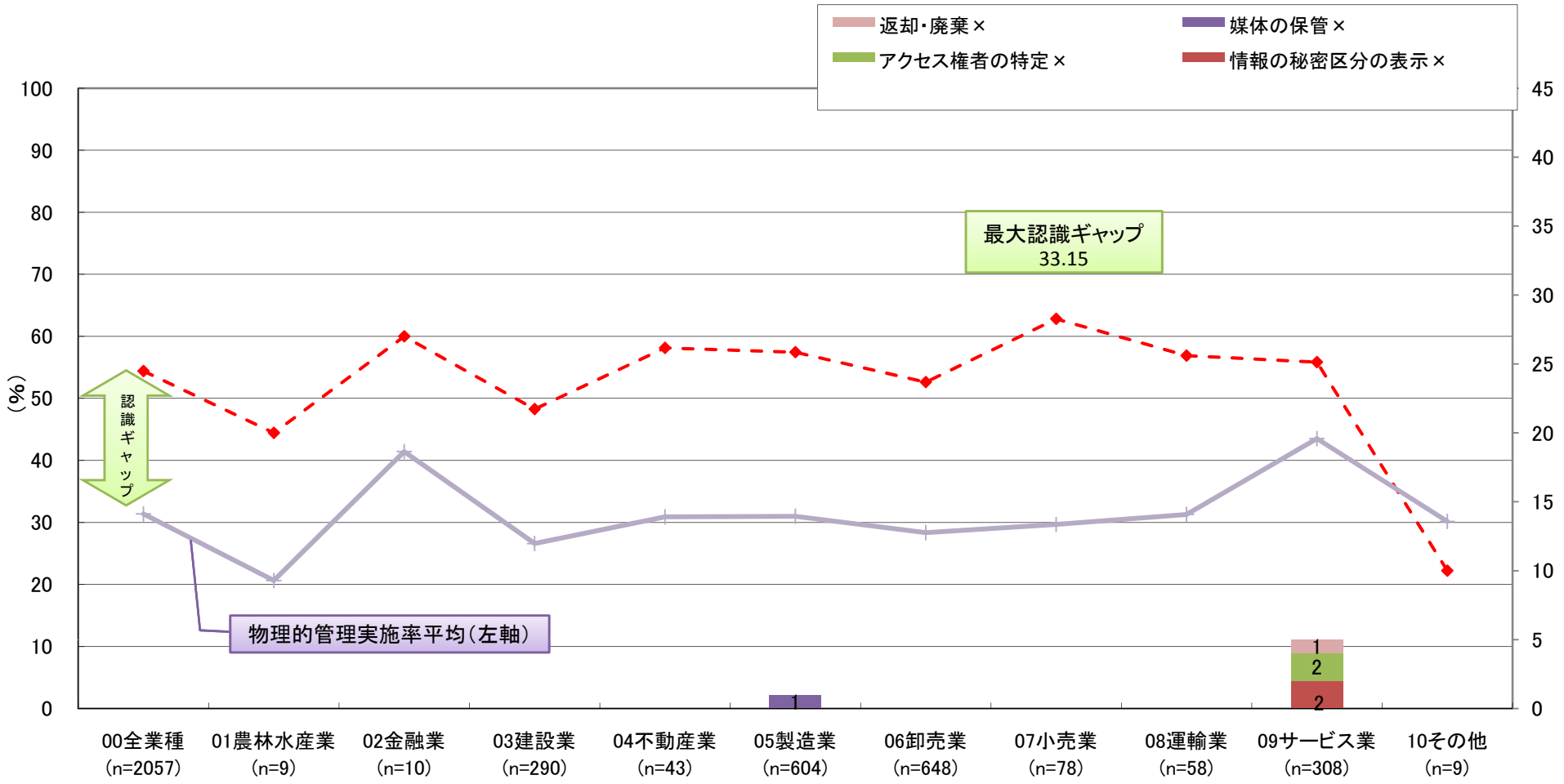

・小売業では、重要度認識が他業種に比べて高い割に実施率が低く、認識ギャップが最大になっている。

・サービス業では、実施率平均が高いため認識ギャップが最小になっているが、裁判における否定数は他業種より多い。

裁判例調査Ⅱ：「顧客に関する情報」に対する重要度認識と、物理的管理の実施率及び裁判否定数

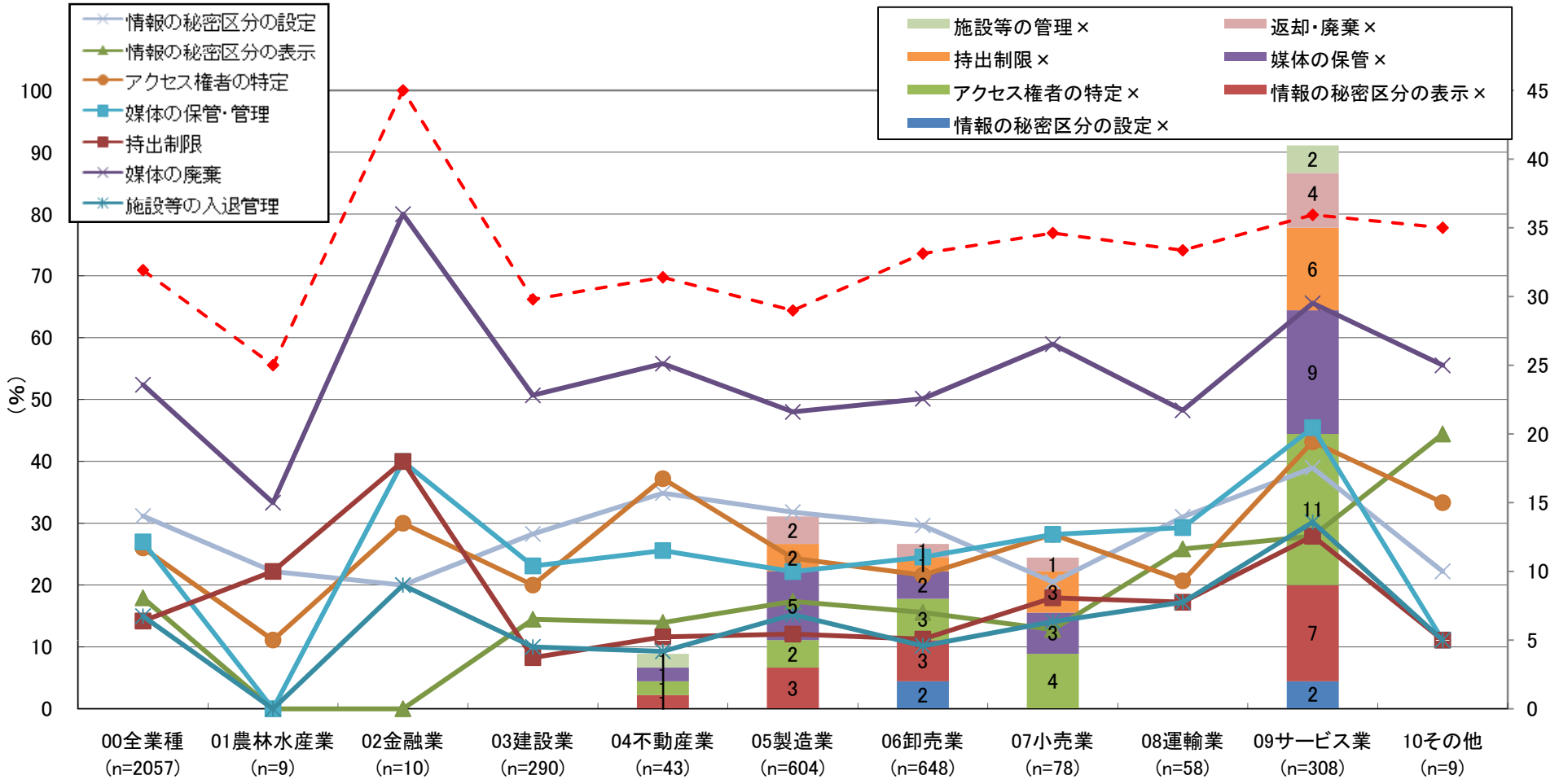

・<u>裁判における否定数は、サービス業で41件</u>あり、突出して多い。

・<u>製造、卸売、小売業では実施率が低く、裁判における否定数も多い</u>。

・裁判上重要な<u>②「秘密区分の表示」の実施率は全業種で低く</u>、「媒体の廃棄」の実施率は最も高い。

裁判例調査Ⅱ：「顧客に関する情報」に対する重要度認識と物理的管理実施率平均とのギャップ

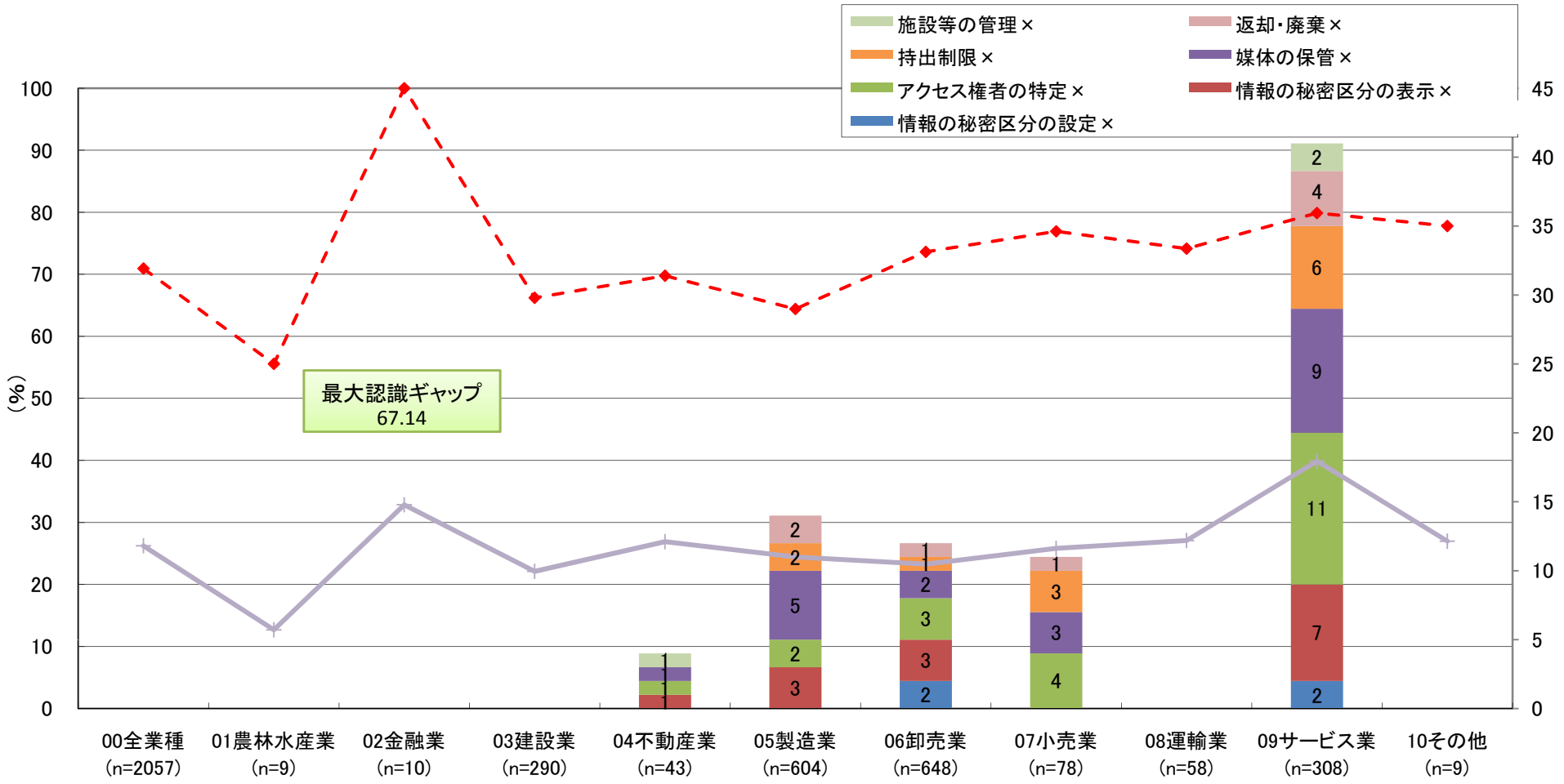

・全体的に重要度認識が高い割に実施率が低く、認識ギャップが大きい。

・金融業の認識ギャップが最大なのは、重要度認識が突出して高い一方で裁判上重要な②「秘密区分の表示」が全く実施されていないことが大きな原因であると考えられるが、裁判で否定されたケースはない。

・金融業のみで比較的実施されている**「持出制限」が、「秘密区分の表示」が実施されていない場合において秘密管理性を維持するためのポイントである可能性**もある。

裁判例調査Ⅱ：「営業に関する情報」に対する重要度認識と、物理的管理の実施率及び裁判否定数

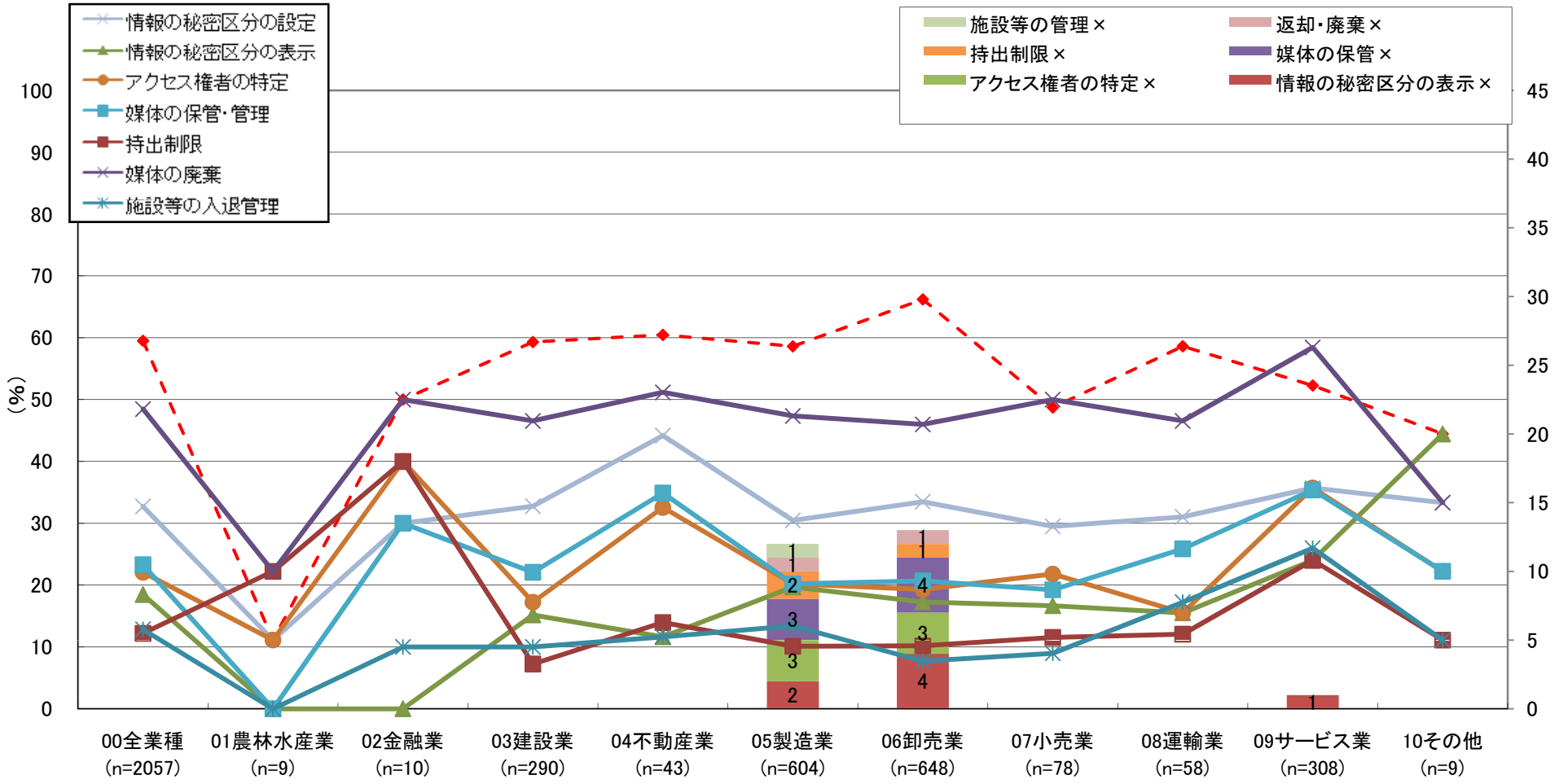

・**裁判における否定数は、製造業で12件、卸売業で13件**あるが、他の業種では少ない。

・裁判上重要な②**「秘密区分の表示」の実施率は全業種で低く**、「媒体の廃棄」の実施率は最も高い。

裁判例調査Ⅱ：「営業に関する情報」に対する重要度認識と物理的管理実施率平均とのギャップ

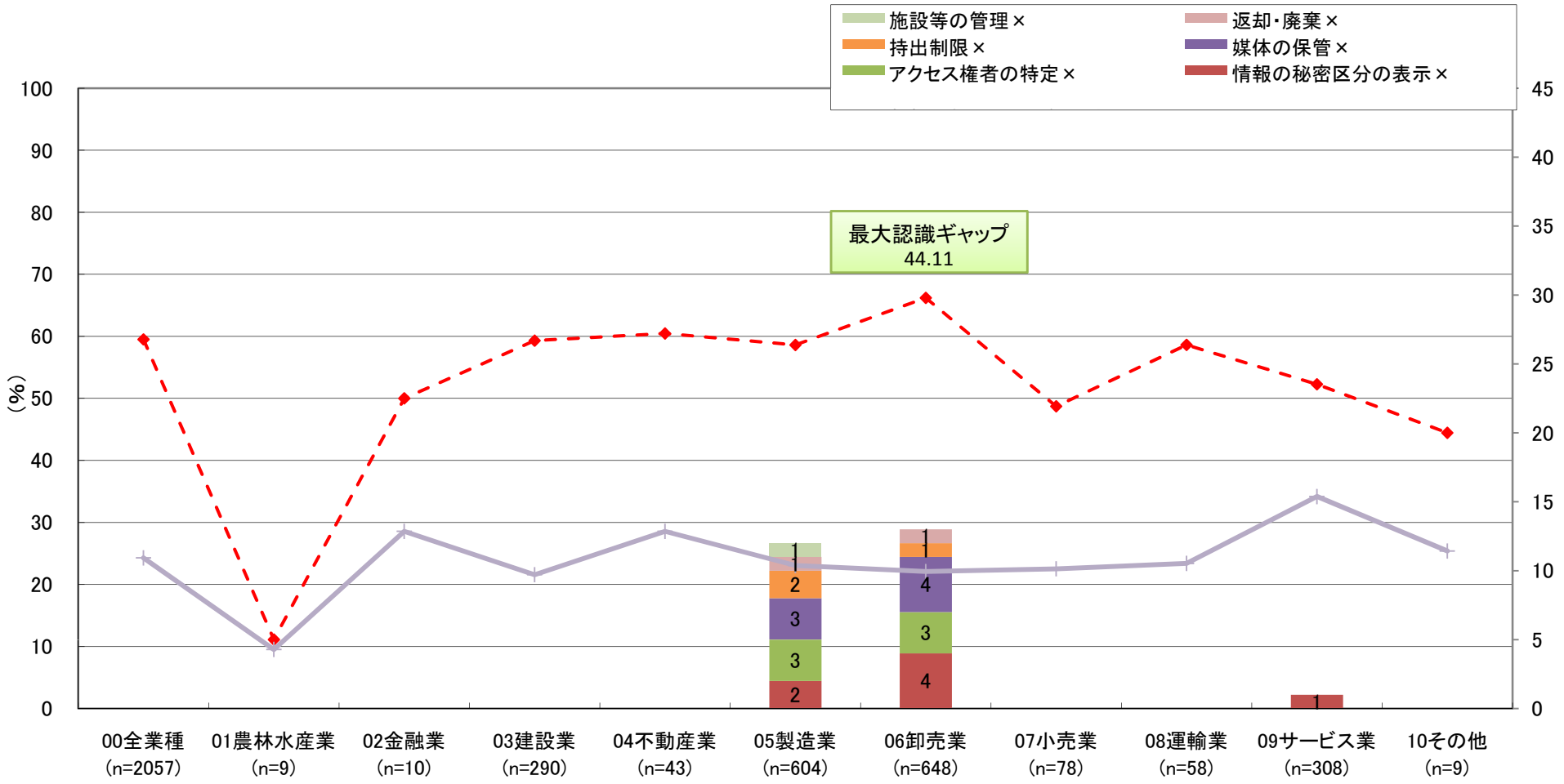

・認識ギャップが最大になった卸売業では、重要度は認識しているが実施率が低く、裁判における否定数も多い。

・製造業でも、卸売業と同様の傾向。

裁判例調査Ⅱ：「技術に関する情報」に対する重要度認識と、物理的管理の実施率及び裁判否定数

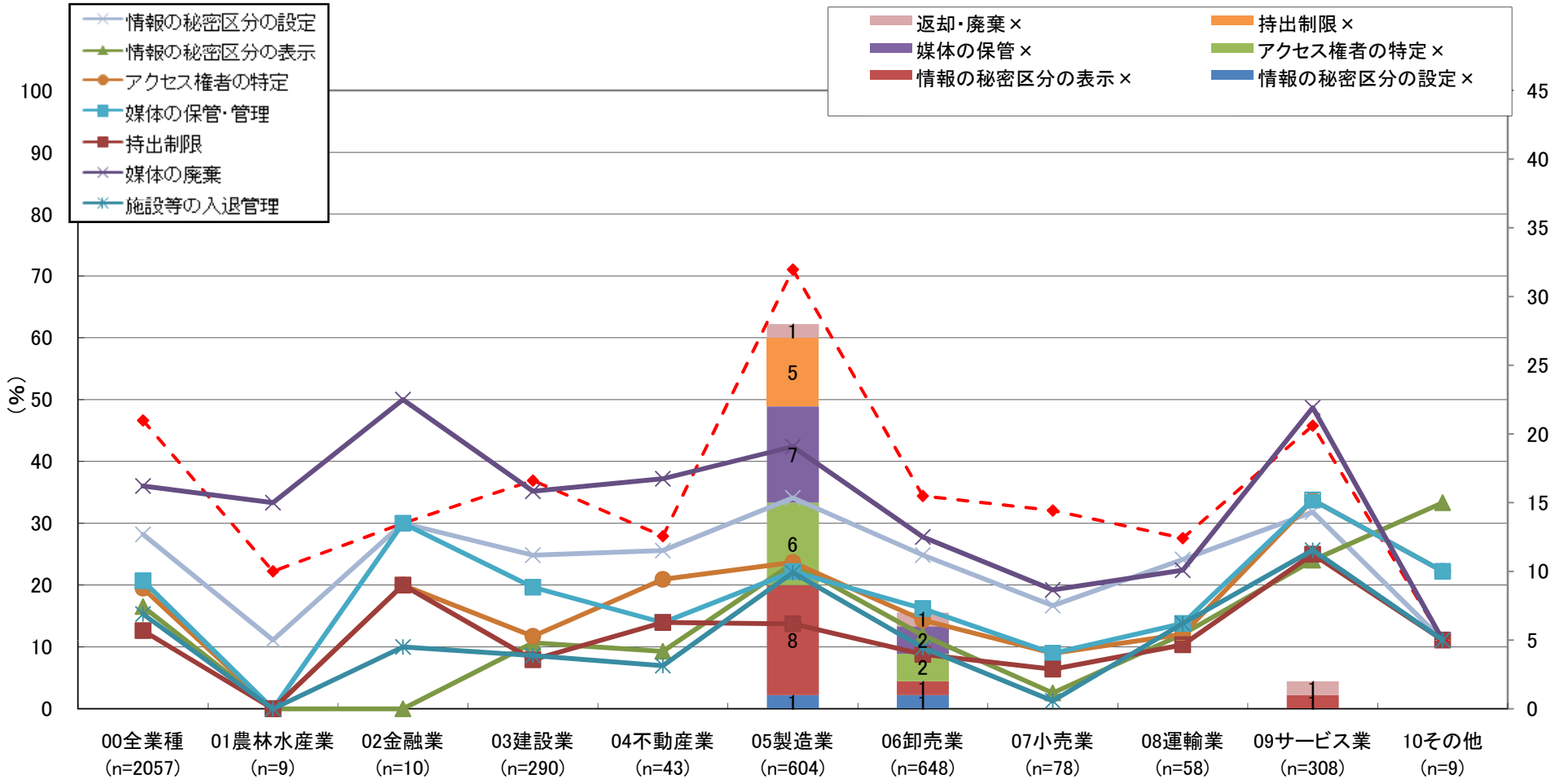

・**裁判における否定数は、製造業で28件**あり突出して多い。次は卸売業の7件。

・**製造業では、重要度認識も突出して高い割に実施率が低く、**「秘密区分の設定」以外の実施率は全て**サービス業より低い**。

・サービス業では比較的実施率が高いが、裁判上重要な**①「アクセス権者の特定」と②「秘密区分の表示」の実施率は全業種で低い**。

裁判例調査Ⅱ：「技術に関する情報」に対する重要度認識と物理的管理実施率平均とのギャップ

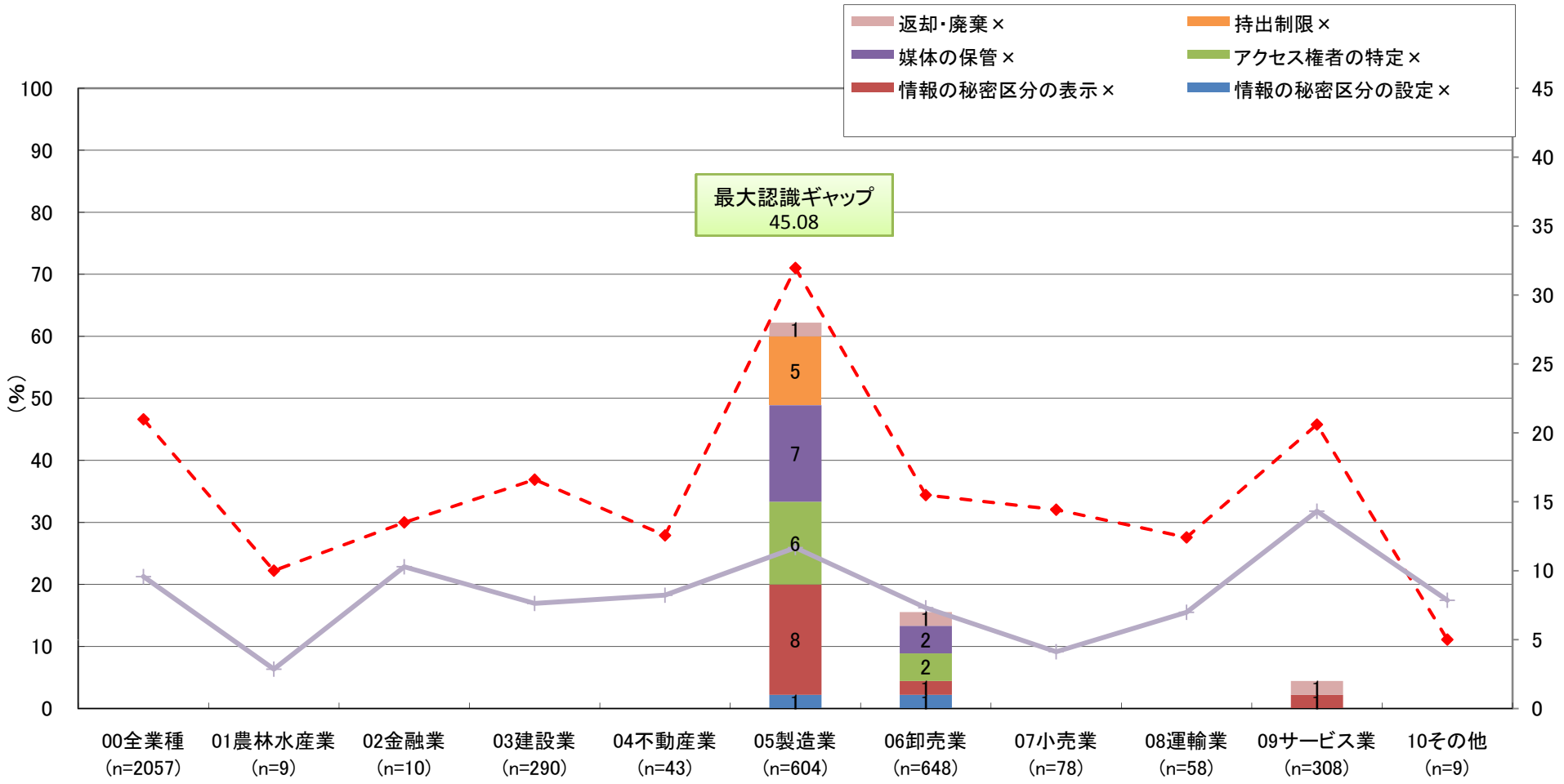

・<u>**認識ギャップが突出して大きい製造業**</u>では、重要度は認識しているが実施率が低く、<u>**裁判における否定数も突出して多い**</u>。

・卸売業では、認識ギャップはそれほど大きくないが、実施率が低く、裁判における否定数も多い。

裁判例調査Ⅱ：「管理に関する情報」に対する重要度認識と、物理的管理の実施率及び裁判否定数

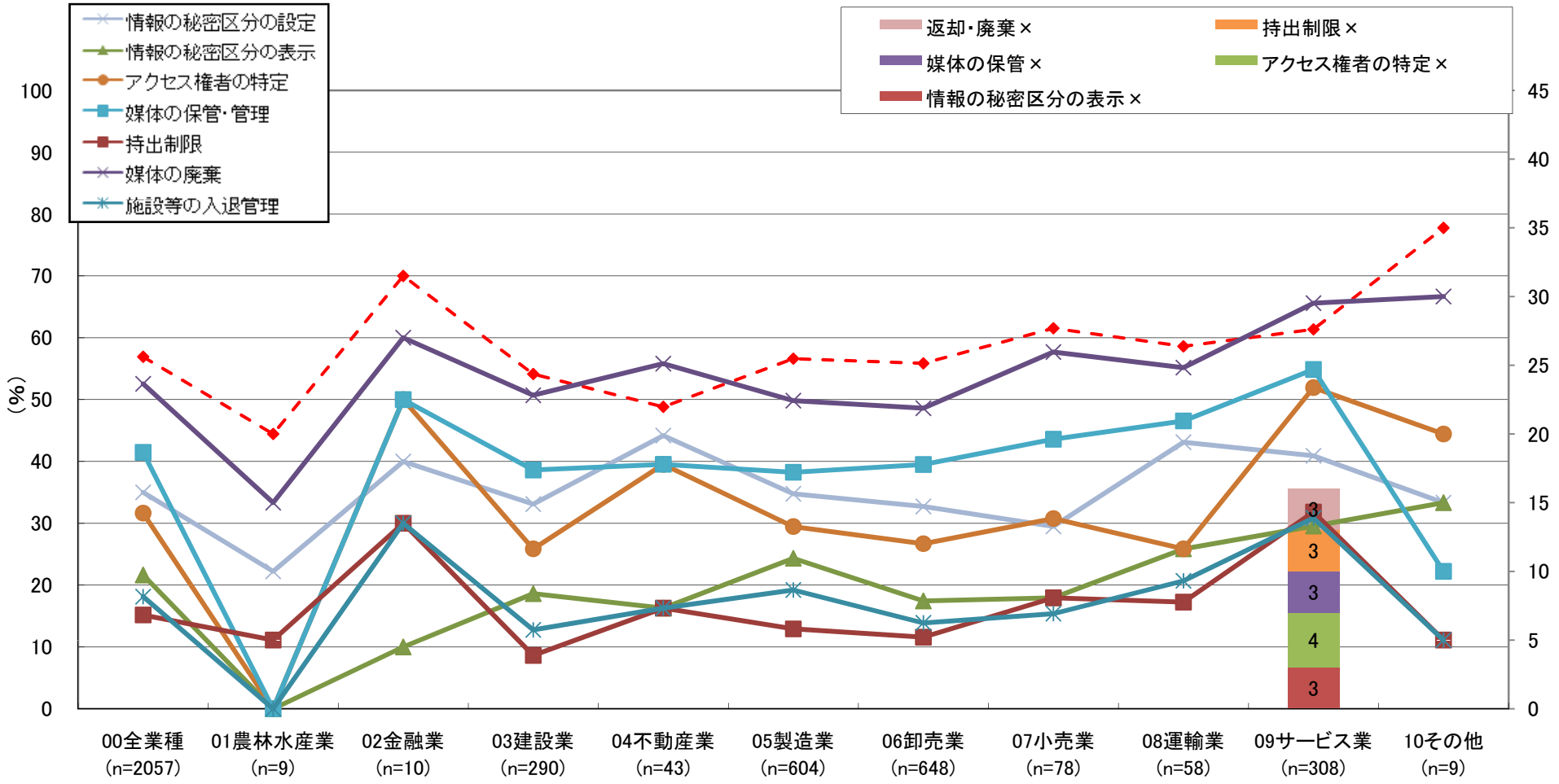

・<u>**裁判における否定数は、サービス業で16件**</u>あるが、他業種では全くない。

・金融業とサービス業では、裁判上重要な①「アクセス権者の特定」の実施率が比較的高い。

・裁判上重要な<u>**②「情報の秘密区分の表示」の実施率は全業種で低く**</u>、「媒体の廃棄」の実施率は最も高い。

・サービス業では、比較的実施率が高いが、裁判における否定数は多い。

裁判例調査Ⅱ：「管理に関する情報」に対する重要度認識と物理的管理実施率平均とのギャップ

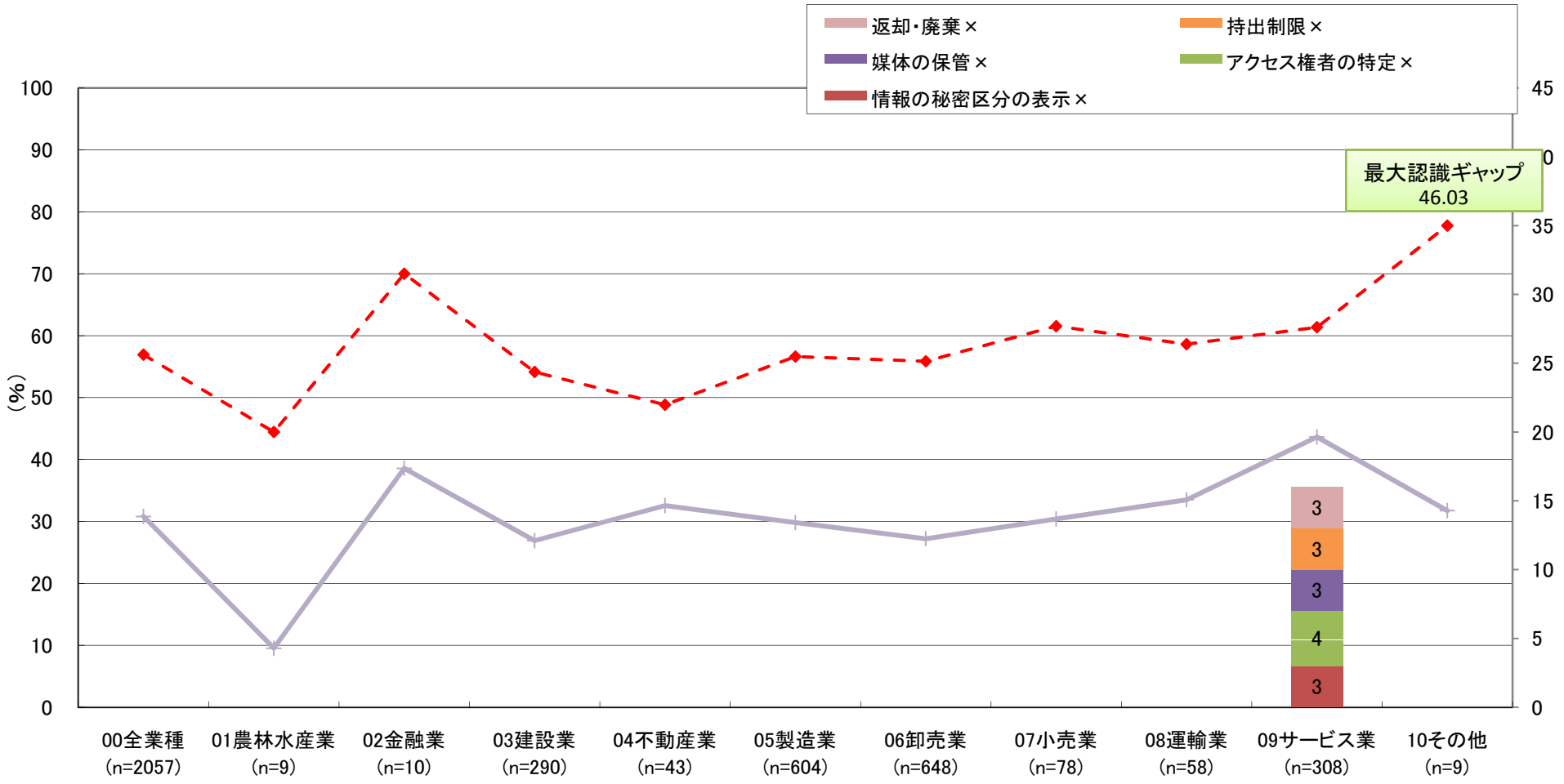

・農林水産業では他業種よりも実施率が低いが、重要度認識も比較的低く、認識ギャップは他業種と比べて特に大きい訳ではない。

・サービス業では、認識ギャップが小さいが、裁判における否定数は多い。

物理的管理策の一部は否定されたが、秘密管理性は肯定された裁判例

①大阪高裁H14.10.11（サービス業・管理に関する情報） 教育・研修、規則制定、契約などを実施

「人材派遣業において，派遣先が一般の業種でいうところの特定の得意先顧客に該当し，買単価が一般の業種でいうところの原価に該当し，売単価が一般の業種でいうところの特定の顧客に対する販売価格に該当し，**これらの情報を外部に漏らしてはならないものであることは，その性質上あまりにも当然**であり，控訴人従業員にとってもいわば常識に属する事柄であったと考えられ，各従業員は，**誓約書**において，「貴社及び取引先の機密は一切他にもらさぬ事」を厳守する旨誓約しており，また，**就業規則**にも，「在職中は勿論のこと，退職または解雇された者も，自己の担当であるなしにかかわらず，会社の業務上の機密事項及び会社の不利益となる事項を他にもらさないこと」との定めが置かれ，**「入社時ガイダンス」や先輩による指導**においても，売単価・買単価が機密事項であり外部に漏らしてはならないことが指導されており，派遣社員の派遣先における秘密保持の遵守につき本社社員から派遣社員に対して**極めて厳重な注意**がなされていたことに照らしても，派遣就業情報，特に売単価・買単価が外部に漏らしてはならない企業秘密であることを認識していたということができる。（略）このような管理体制は，情報に接する機会のある社員に対し，派遣就業情報が営業秘密であることを認識できる客観的措置であるといえ，秘密として管理されていたといえる。派遣就業情報が記載されている文書や上記文書が保管されているキャビネットの扉にマル秘の表示がされていなかったことや，営業社員が営業時間中に派遣就業情報が記載されている履歴書保管用のキャビネット内の書類や派遣移動報告書，営業日報を自由に見ることができ，これらを営業活動に使用していたことは，派遣就業**情報を外部に漏らしてはならないことが従業員に認識されていて，前記のとおりこれに相応する情報管理体制がとられていた**といえる以上，当該秘密管理上の控訴人の管理責任の程度に影響を及ぼす事情ではあっても，派遣就業情報の秘密管理性そのものを否定し得るまでのものではない。」

物理的管理策の一部は否定されたが、秘密管理性は肯定された裁判例

②東京地裁H15.11.13（サービス業・管理に関する情報及び営業に関する情報） 研修、契約などを実施

「これらのスタッフカードについては，利用の必要のある都度，コーディネータあるいは営業課員により複写機でコピーが作成されて，営業課員がこれを持ち歩くこともあったというのであるが，これらのコピーの作成とその利用は，スタッフカードのうちの数名分について一時的に行うものであって，多人数分のコピーが同時に作成されるものではなく，また営業課員がこれらのコピーを保有し続けることは予定されていなかったものであって，**業務の必要上やむを得ない利用形態**と認めることができる。また，営業課員が自分の手帳等に自己の担当する派遣スタッフや派遣先事業所に関する情報を転記して携帯していたことも認められるが，これらも派遣スタッフや派遣先事業所の一部についての情報を一時的に転記するものにすぎず，営業課員の業務の内容に照らせば，その**必要上やむを得ない利用形態**と認められる。他方，前記ア(エ)において認定したとおり，原告会社では，派遣スタッフや派遣先事業所の**情報の重要性やこれらを漏洩してはならないことを研修等を通じて従業員に周知**させていたうえ，該当部署の従業員一般との間に**秘密保持契約を締結**して秘密の保持に留意していたものである。（略）上記の事情を総合すれば，原告会社においては，派遣スタッフ及び派遣先事業所に関する情報は，秘密として管理されていたものと認めることができる。」

物理的管理策の一部は否定されたが、秘密管理性は肯定された裁判例

③大阪地裁H19.05.24（製造業・技術に関する情報） 持出制限と規則制定を実施

「（組立図の）CAD図面は，紙媒体と電子データの双方の態様で保存されていた。このうち紙媒体は，製品の製番ごとに他の関係書類（部品図等）と共に袋に入れて無施錠の棚に保管され，設計課の従業員だけでなく，他の部署の者でも閲覧し，コピーすることができた。また電子データは，部品図等と共にサーバーに保存されており，技術部設計課の職員は同サーバーに自由にアクセスしてこれを閲覧することができ，また営業担当の職員のうちの特定の者もアクセスすることができた。（略）部品図にも手書図面とCAD図面があり，それぞれ前記組立図と同様に保存されており，閲覧状況も同様であり，営業秘密である旨の表示がされていない点も同様である。部品図は，**当然には顧客に交付しない扱いとされ，製品のクレーム対応等のために顧客から求められたときには，設計課の責任者である被告P2の了解を得ることとされていた**。原告に4年余り勤務したP5の場合，被告P2の**了解を得て顧客に部品図を交付したことは数回程度**であり，被告P2に了解を求めて断られたことはなかった。そして，原告から顧客に部品図を渡す際には，特に秘密保持について契約を締結したり，部品図が営業秘密である旨の注意を促すことはなかった。他方，原告が部品を外注するために**外注先に部品図を交付するときには，それが営業秘密であるとの前提で交付**していた。（略）以上の事実によれば，部品図は，顧客の求めがあった場合でも当然には交付せず，責任者である被告P2の了解を得るようにしていたのであるから，部品図を秘密とする旨を社内的に認識させる措置をとっていたというべきであり，秘密管理性を認めることができる。」

「この（機械効率の）データは，原告の技術部設計課の無施錠の棚にファイルされて保管されており，設計課の従業員であれば誰でも閲覧することができ，営業秘密であるとの表示もなかった。被告P2は，平成13年10月ころまで技術部設計課長であったが，このデータについては**顧客から求められても交付せず**，その際には，当該顧客向けの特定の製品についての，温度や負荷の条件に応じた機械効率の計算式（例として乙17。ここでは上記データから特定の負荷率と温度と使用潤滑油の条件下での機械の起動効率を読み取った値が使用されている）を交付していた。また，P4は，原告の取引先である酒井鉄工所で水門の設計業務をしていた平成9年ころ，水門の設計のために，酒井鉄工所に対する原告側の窓口であった被告P2に対して機械効率のデータを求めたところ，**機密を理由に拒絶**されたことがある。以上の事実によれば，機械効率のデータは，データが保管されている技術部設計課の長である被告P2において顧客から求められても提出しない扱いとしており，**部下にも同様の扱いをさせていた**と推認されるから，秘密管理性を有するといえる。」

物理的管理策の一部は否定されたが、秘密管理性は肯定された裁判例

④名古屋地裁H20.3.13（製造業・営業に関する情報及び技術に関する情報） 持出制限などを実施

「プライスリストは，原告の**従業員の中で限られた調達部，営業部及び機械設計部の者しかアクセスできない**上，アクセスする際には**パスワードを入力することが求められ**，印刷する際には**部門責任者の許可を要する**ものとされていたことに加え，プライスリストは機械製造メーカーにとって**一般的に重要であることが明らかな仕入原価等の情報が記載**されており，プライスリストの外部への提示や持ち出しが許されていたという事情は認められないのであるから，パスワードが変更されず，パソコン上にパスワードを記載した付せんを貼っている者がいたことや，秘密管理の方法を定めたマニュアルがなく，印刷したものに「社外秘」等の押印をする取決めがなかったとしても，プライスリストは，従業員にとってそれが営業秘密であることを客観的に認識することができたものと認められる。したがって，本件プライスリストは秘密管理性を有するものと認められる。」

「ロボットシステムの設計図は，設計室内のキャビネットに保管され，設計部門の者が設計室内で行う設計作業のために設計原図を持ち出すことは自由にできたものの，**設計部門以外の者が設計室外に持ち出す場合には，少なくとも平成12年以降は管理台帳への記入が求められていた**こと，CADシステムで作成した設計データ及び表データは，すべてコンピューターのサーバーに保管され，そのデータにアクセスすることができる端末を技術部門のものに限って**データにアクセスできる者を技術部門の従業員のみに限定していた**こと，設計原図のコピーを交付するような外注先・仕入先との間で一部**「秘密保持に関する念書」を取り交わしていた**こと，上記設計図及び設計データ等には機械製造メーカーにとって**一般的に重要であることが明らかなロボットの設計・製造に係る技術情報が記載されている**ことが認められる。以上の事実関係に照らせば，原告においては，ロボットシステムの設計図及び設計データ等にアクセスできる者が特定の従業員に制限されており，また，上記設計図等にアクセスした従業員においては当該情報が営業秘密であることを客観的に認識できたものと認めるのが相当である。なお，原告が得意先に交付する取扱説明書には，設計図等と同様のロボットシステムの組図が添付されており，得意先に対して，同取扱説明書を秘密にするように申し入れたり守秘義務契約を締結してはいなかったし，取引先に対して，設計図のコピーやCADデータを提供することがあった事実が認められるものの，それは，原告がロボットの部品を製造依頼する仕入先や完成したロボットを販売する得意先に対して必要に応じて設計図等を提供したものにすぎないというべきであり，その際に秘密保持契約を締結していなかったとしても，そのことから原告が仕入先や得意先に対して設計図等を提供した目的以外の用途にこれらを用いることまでを許諾したものとは認めることはできない。そして，原告が仕入先や得意先に対して上記のような設計図等の提供行為を行っていたことにより，原告の従業員において，仕入先や得意先に対して求められる情報管理がその程度の緩やかなものでよいと認識することになるとしても，設計図等が営業秘密であって自己又は第三者のために流用することが許されないという認識又は認識可能性が失われるものとは認められない。したがって，本件設計図等は秘密管理性を有していたと認められる。」